5　条件の変更希望内容欄の変更後の箇所には、同欄の事項の箇所に記載した許可、登録又は認定の条件の種類について希望する許可、登録又は認定の条件の内容を記載すること。

6　条件の変更の希望する事項が２以上であるときは、条件の変更希望内容欄の事項、変更前及び変更後の箇所に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、条件の変更希望内容欄の事項、変更前又は変更後の箇所に全てを記載することができないときは、この箇所に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

7　構造設備の概要欄には、許可、登録又は認定の条件の変更に係る部分についてのみ記載すること。

8　認定外国製造業者にあつては、外国語により申請者の住所及び氏名を併記すること。